全警協発第137号

令和６年７月12日

協会長　各位

(一社)全国警備業協会

専務理事　黒木　慶英

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則」の公布に伴う通達の発出について

謹　啓

　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警察庁より令和６年６月27日付けで各種通達が発出されました。

なお、発出された通達は、警察庁のホームページからダウンロードすることができます。（警察庁HP：<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian.html#seiki>）

つきましては、管内加盟員各位に対し周知下さいますようお願い申し上げます。

謹　白

＜参考＞

　○警備業法等の解釈運用基準について（通達）

（令和６年６月27日付け警察庁丙生企発第240号）

○警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の運用について（通達）

　　　　　　　　　　　　　 （令和６年６月27日付け警察庁丁生企発第364号）

○現任指導教育責任者講習の運用について（通達）

　　　　　　　　　　　　　 （令和６年６月27日付け警察庁丁生企発第365号）

○警備員等の検定の運用について（通達）

　　　　　　　　　　　　　 （令和６年６月27日付け警察庁丁生企発第366号）

○登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準について（通達） 　　　　　　　（令和６年６月27日付け警察庁丁生企画発第367号）

　○道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に関する留意事項等について（通達）

　　　　　　　　　　　　（令和６年６月27日付け警察庁丁生企画発第373号）